

[事案 2019-15] 新契約無効請求

・令和元年 7 月 26 日 裁定終了

<事案の概要>

募集人による説明が不適切であったこと等を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 29 年 8 月に契約した終身保険（契約①）および介護年金保険（契約②）、ならびに平成 30 年 3 月に契約した介護年金保険（契約③）について、以下の理由により、各契約を無効として既払込保険料を返還してほしい。

(1) 契約①②は、募集人から、契約後 3 か月だけ保険料を支払い、その後ケガをしたふりをして病院に行き保険金を受け取れば良い、と不適切な説明を受けて契約した。

なお、3 か月経過時点で、募集人の指示どおりに行動してはおかしいと考えて、その後も保険料を支払い続けた。

(2) 契約③は、年を取ったときやケガをしたときに役に立つので、契約①の保障を増額しようと考えて契約した。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

(1) 契約①②の勧誘に際して、募集人は、申立人が主張するような不適切な説明をしていない。

(2) 申立人は契約①②の保険料を 12 か月、契約③は 5 か月間支払ってから解約しているので、3 か月だけ保険料を支払えば良いといった誤信はしていなかった。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人が、3 か月だけ保険料を支払った後、ケガをしたふりをして病院に行けば、保険金を受け取ることができる保険であると誤信して契約したとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。